

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-64	学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
------------	---------	-------	--------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	77	下	「③器楽アンサンブルをつくろう」の1行「音色や雰囲気の合う楽器を考えよう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (音色や雰囲気ของ合う楽器を考えるために必要な説明が不足している。)	3-(3)
2	82	中	「基礎楽式」の「リート形式」及び「主な応用楽式」の「複合3部形式」の右「全体が三つの部分に分かれ、各部分が3部形式や2部形式からなるもの。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (3部形式についての説明が不足している。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-65	学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
------------	---------	-------	--------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	62		楽譜3段目4、5小節上の記号「二分音符＝付点二分音符」及び4段目6、7小節上の記号「付点二分音符＝二分音符」	生徒にとって理解し難い表現である。 (記号の説明が不足している。)	3-(3)
2	101	左	「日本のポピュラー音楽シーン」の9、10行「EDM(エレクトリック・ダンス・ミュージック)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (エレクトリック)	3-(3)
3	109	中	「基礎楽式」の「リート形式」及び「主な応用楽式」の「複合3部形式」の右「全体が三つの部分に分かれ、各部分が3部形式や2部形式からなるもの。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (3部形式についての説明が不足している。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-74		学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	表見返 5	中右	『助六由縁江戸桜』（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （初世桜田治助、歌舞伎十八番（おはこ））	3-(3)
2	21		楽譜1段目1小節下の「三味線で演奏する場合は、本調子に調弦する」	生徒にとって理解し難い表現である。 （三線で弾く際の調弦が示されていない。）	3-(3)
3	46	中	「学生歌」の「作詞・作曲者不詳 作詞：岡本敏明」	相互に矛盾している。	3-(1)
4	75		TAB譜の1小節、3小節及び5小節の「尺」	誤りである。 （第三弦上ではない。）	3-(1)
5	75		TAB譜及び「工工四の例」に付された「\」	生徒にとって理解し難い表現である。 （説明が不足している。）	3-(3)
6	87	中右	「手摺と船底」の図の「二の手摺」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （線の示す位置）	3-(3)
7	88	図	「日本音楽の流れ」の下左の「□……外来音楽の影響」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （破線の意味が分かりにくい。）	3-(3)
8	93	1	「歌曲集『冬の旅』D991 op. 89」	誤りである。 （D991）	3-(1)
9	94	上	「ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン」の右5行「変ホ長調の第2楽章は」	不正確である。 （変ホ長調）	3-(1)
10	94	中	「ウジェーヌ・イザイ」の左5～7行「第1楽章の冒頭は、バッハの『無伴奏ヴァイオリン・ソナタとパルティータ第3番BWV1005-6』の旋律の引用で始まり」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （『無伴奏ヴァイオリン・ソナタとパルティータ第3番BWV1005-6』）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 28-74		学校 高等学校		教科 芸術		種目 音楽Ⅱ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	98	下右	「近代・現代」の4、5行「ドミート リイ・ショスタコーヴィチ（1904 ～75）」 他に、105ページ下右「バッハの息 子たちと古典派の始まり」の上「J.	誤りである。 （生年）	3-(1)				
			ハイドン（1731～1809）」						
12	102	下左	「IT社会と著作権」の下の図	生徒にとって理解し難い図である。 （説明が不足しており、また図中の矢印が分かりに くい。）	3-(3)				
13	102	下右	写真のキャプション「左：電子楽器「 アーティフォン」」	特定の商品の宣伝になるおそれがある。 （アーティフォン）	2-(7)				
14	104	上右	「ヴィルトゥオーソ」の3行「ヴィル トオオーソ」	誤記である。	3-(2)				
15	112	10 - 11	「イメージに合う、楽器や音素材を選 ぼう」及び下の〈創作例〉	生徒にとって理解し難い表現である。 （楽器や音素材を選ぶ際の手掛かりとなる説明が不 足している。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 28-75		学校 高等学校		教科 芸術		種目 音楽Ⅱ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	17	10 - 11	「イメージに合う、楽器や音素材を選ぼう」及び下の〈創作例〉	生徒にとって理解し難い表現である。 (楽器や音素材を選ぶ際の手掛かりとなる説明が不足している。)	3-(3)				
2	18	中	「ソナタ形式を用いた楽曲例」下の表の再現部「ただし第2主題は展開部とは異なる調で現れる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (展開部)	3-(3)				
3	20	下右	「Memo」の「小楽節」及び「大楽節」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (文章にたとえた説明において句読点及び読点の意味が理解し難い。)	3-(3)				
4	32	上右	「歌詞の対訳」の「(*1繰り返し)」及び「(*2繰り返し)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (楽曲の英語の歌詞と繰り返し方が整合していない。)	3-(3)				
5	42	下	「ロマン派音楽の動向」の右8、9行「彼はベートーヴェンやバロック時代の形式に準じた交響曲を書いた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (バロック時代に一般的な交響曲があったように読み取れる。)	3-(3)				
6	50	下	左4行「S. ペロー」 他に、68ページ7、8行の「A. d. トゥルーズ=ロートレック」	誤りである。 (「S」、「A」)	3-(1)				
7	51	下	楽譜4段目1小節の歌詞「scel-se」の片仮名表記「チェールセ」	不正確である。	3-(1)				
8	54	下	「Story」の右2行「墓場にやって来ると」 他に、104ページ「グレゴリオ聖歌」の10行「レオナンやペロタン(いずれも生没年不詳)よって」	誤記である。	3-(2)				
9	72	下	写真のキャプションの「ドミートリイ・ショスタコーヴィチ(1905~75ロシア)」及び「ショスタコーヴィチの足跡」の1行「1904年、ロシアのサンクトペテルブルクに生まれた	誤りである。 (生年)	3-(1)				
			ショスタコーヴィチは」						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 28-75		学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
10	74	図	「日本音楽の流れ」の下左の「□……外来音楽の影響」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (破線の意味が分かりにくい。)	3-(3)
11	84	下右	1、2行「多様なリズムと複合拍子である。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「7拍子」、「5拍子」及び「8拍子」の説明と整合しない。)	3-(3)
12	85		楽譜冒頭の「ガンコギ」、「アハツエ」、「カガヌ」、「キデイ」、「クロボト」及び「トトズィ」	生徒にとって理解し難い表現である。 (各楽器についての説明が不足しており、演奏に当たり代用楽器との関連が分かりにくい。)	3-(3)
13	90	10 - 11	「ディストーションをかけたエレクトリック・ギターのひずんだ音(ディストーション)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (ディストーション)	3-(3)
14	93	5	「ドラムスのビル・ワイマン」	誤りである。 (ビル・ワイマン)	3-(1)
15	98	下	1行「響きを止めるには、右手の拳で弦を軽く押さえる」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (拳)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-82		学校 高等学校		教科 芸術		種目 音楽Ⅱ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	7	右	「世界の諸民族の音楽」の6行「カンテレ（フィンランド）」	相互に矛盾している。 (該当するページでは「カレワラの調べ」)	3-(1)				
2	26		「篠笛1」の楽譜1段目1小節	生徒にとって理解し難い表現である。 (div.)	3-(3)				
3	38	10	「提示部」 他に、40ページ下左の「展開部」及び41ページ中左の「再現部」	生徒にとって理解し難い表現である。 (具体的な説明が不足している。)	3-(3)				
4	43	下	「叙情的なアリアで、順次進行や上行する旋律が使われているのが特徴です。」及びその下の楽譜に書かれた矢印	生徒にとって理解し難い表現である。 (順次進行を示す箇所が分かりにくい。)	3-(3)				
5	44	下	「b'」の1行「bに由来する旋律が、オーケストラによる印象的な和音を伴って現れます。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「由来する」の意味が分かりにくい。)	3-(3)				
6	82	下	4行「《君を愛す》は、グリーグがアンデルセンの詩を作曲し」 他に、111ページ左中「piu mosso」	誤記である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-83	学校 高等学校	教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
------------	---------	-------	--------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	26	中左	「③主題の上行と下行を逆にした形」及びその下の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (どのように逆にしたかについての説明が不足している。)	3-(3)
2	67	下	「チャレンジ」の1行「2でつくった旋律の上声部に、開始音の異なる民謡音階でつくった旋律を重ねてみよう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (2で選ぶ音階は民謡音階とは限らない。)	3-(3)
3	68	左下	「催馬楽、朗詠」の2行「催馬楽は民謡などを芸術歌曲化したもの」	生徒にとって理解し難い表現である。 (芸術歌曲化の意味が分かりにくい。)	3-(3)
4	98	5 - 6	「ヨーロッパ中のあらゆる作曲家がイタリア・オペラの作曲に励んだ。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ヨーロッパ中のあらゆる作曲家)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-73	学校 高等学校	教科 芸術	種目 美術Ⅱ	学年
------------	---------	-------	--------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	26	右下	夏秋溪流図屏風	年代が付記されていない。	固有 2-(3)
2	60	左下	主に使用する用具 図版内 (22) SiCCAROL	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
3	62	中上	浜辺のごみでつくったランプの展示風景 2014年	誤りである。 (2014年)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-102		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	下囲み	写真の発明 下から3行 1939年、この他、8ページ左下 晩鐘キャプション 絹本、9ページ右上 海からの風 キャプション ロンドン・ナショナル・ギャラリー蔵 [イギリス]、13ページ右上	誤りである。 (1939年、絹本、ロンドン・ナショナル・ギャラリー蔵 [イギリス]、着彩、てんぼう)	3-(1)	
			罰 スケッチ キャプション 着彩、48ページ右中 兼六園解説文4行 眺望ルビ てんぼう			
2	8	左中	秩父霊峰春暁キャプション 宮内庁三の丸尚三館	誤記である。(尚三館)	3-(2)	
3	29	右中	『脳の中の美術館』図版内 ちくま学芸文庫	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
4	35	左上	光太郎は30代の半ばから、木彫の小品を多く制作するようになります。	不正確である。 (30代の半ば)	3-(1)	
5	40	中	2010年バンクーバー冬期オリンピック ／パラリンピック公式ポスター 図版2点	印刷が鮮明でない。	固有 3-(1)	
6	45	右中	折り紙建築「ホテルニューオータニ幕張」図版内 NIKKEN SEKKEI	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
7	50	右中	スマートフォンのアイコン 図版内 Game Center、Newsstand、 iTunes Store、App Store、iBooks	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
8	51	左	電車の券売機 図版2点内 えきねっと、JR東日本ダイナミック ルールパック、びゅう、5489サービス、 JR東日本国内ツアー、大人の休日倶楽 部、ネットde定期	特定の営利企業及び商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
9	59	中上	映像の展開 上から2段目の図版解説文 1行 2分半頃	不正確である。 (2分半頃)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 28-102		学校 高等学校		教科 芸術		種目 美術Ⅱ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
10	68	中下	線の強弱の表現 右側の図版	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(7)「事故防止のため、特に、…塗料、…などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。」)	2-(1)				
11	68	左下	エッチングの用具や材料 図版内「⑨カーボン紙」の下に敷いてある材料 及び69ページ中下 カッティング法の用具 図版内「①～④」の下に敷いてある用具	生徒にとって理解し難い表現である。 (材料名、用具名の記載がない。)	3-(3)				
12	68	左下	エッチングの用具や材料 図版内⑩灯油	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(7)「事故防止のため、特に、…塗料、…などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。」)	2-(1)				
13	69	中上	感光法の製版 ②解説文1行 テトロン、及び左下囲み シルクスクリーンの用具や材料 ②紗(テトロン)	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
14	75	中下囲み	図版内の赤枠と解説文「赤枠の中がカメラに写っている部分である。」及び同ページ①～⑩各図版	相互に矛盾している。 (画面の縦横比。)	3-(1)				
15	78	右中	PCCSトーン分類図 図版内ビビッド 軽やかな	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ビビッドの解釈として「軽やかな」では誤解するおそれがある。)	3-(3)				
16	78	左下	ウェルネスブランドのポスター図版内 issimbow	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-61	学校 高等学校	教科 芸術	種目 書道Ⅱ	学年
------------	---------	-------	--------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	30	下11	幣	誤記である。	3-(2)
2	39	左下5	おくり名, この他 43ページ右下6行	不正確である。 (本文に対応しない訳語)	3-(1)
3	54	上22	詠んだ歌 の後	不正確である。 (大意の脱落)	3-(1)
4	57	右中	「なす」と右上の説明文(変体仮名を使って書いてみましょう。)	相互に矛盾している。	3-(1)
5	87	右下	金印の印影	不正確である。 (色の不統一)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-70		学校 高等学校		教科 芸術		種目 書道Ⅱ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	口絵③	中中	安史の乱に殉じた伯父顔元孫および一族の物故者を祭った際の草稿	不正確である。 (記述内容全体)	3-(1)				
2	7	右下1	紀元前二四九	不正確である。 (二四九)	3-(1)				
3	16	左下4	太, この他 17ページ左上「唐」, 35ページ下2『設文解字』	誤記である。	3-(2)				
4	20	中下	図版(鏡に映している場面)	不正確である。 (印文が他と異なる)	3-(1)				
5	27	右下	図版(②送筆, 収筆)	生徒にとって理解し難い。 (上の図版中に②に該当する囲みがない)	3-(3)				
6	28	左下	「朔」の筆順	不正確である。 (7・8)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-72	学校 高等学校	教科 芸術	種目 書道Ⅱ	学年
------------	---------	-------	--------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	8	左中5	と の字母「登」，この他 15ページ左中6行「の間に」の前後の括弧，18ページ左下2行「晶」，22ページ右下1行「央・候」，23ページ左中3行「とき」，90ページ中下4行「各々有」	誤記である。	3-(2)
2	25	左下4	天から降る	不正確である。 (本文に対応しない訳語)	3-(1)
3	39	左上	「陳」の筆順3・4	不正確である。 (位置)	3-(1)
4	96	左中	石鼓文	誤りである。 (図版は泰山刻石)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 28-76		学校 高等学校		教科 芸術		種目 書道Ⅱ		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	口絵2	左上	図版	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。 (筆墨店の店舗の写真)	2-(7)				
2	8	中中	盃, この他 18ページ右中「土」, 33ページ下11行「制」, 37ページ左下「ありがとう。」の前後の括弧, 38ページ左下11行「真成」	誤記である。	3-(2)				
3	28	左下	「平」の第3画の骨書	用筆が偏っており, 不適切である。 (起筆)	固有 2-(1)				
4	32	右下	中国における文人とは、～育んだものといえます。	不正確である。 (記述内容全体)	3-(1)				
5	34	中上	②李柏尺牘稿	教材の選択が不適切である。 (李柏尺牘稿は行書)	固有 2-(3)				
6	67	右上1	十一世紀前半 と70ページ右上2行・右下1行 (十一世紀後半)	相互に矛盾している。	3-(1)				
7	85	左下	図版	印刷が正確でない。 (不明瞭)	固有 3-(1)				
8	107	中下4	日本最古の書論『遍照發揮性靈集』	不正確である。 (日本最古の書論)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。